

容器保安規則等の一部を改正する省令案等に対する意見募集の結果について

令和8年6月11日

経済産業省

大臣官房産業保安・安全グループ

高压ガス保安室

容器保安規則等の一部を改正する省令案等について、令和8年4月10日から同年5月10日まで意見公募手続を実施しました。

お寄せいただいた御意見を考慮した結果をとりまとめましたので、公表いたします。

今回御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

なお、形式的な部分等、御意見によらない技術的な修正を行っております。

記

1. 意見公募の実施方法

(1) 意見公募期間

令和8年4月10日（金）～令和8年5月10日（日）

(2) 意見公募の掲載媒体

電子政府の総合窓口（e-GOV）

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-GOV）、郵送、電子メールを通じた提出

2. 意見公募の結果

意見提出数 14件

※意見提出者の数

3. 寄せられた御意見と御意見を考慮した結果

別紙のとおり

以上

パブリックコメントに寄せられた御意見及び御意見を考慮した結果

| | 御意見 | 御意見を考慮した結果 |
|---|---|--|
| 1 | <p>・容器保安規則等の一部を改正する省令案第一条の規定による改正後の容器保安規則（以下「新容器保安規則」という。）第十条第一項第三号ただし書について「ただし、次に掲げる容器にあつては『、』この限りではない。」と『、』を加える改正をすべきではないか。例えば、新容器保安規則第十四条の改正においても『、』を削る修辭的な修正をしており、また、容器保安規則等の一部を改正する省令案により一括して改正を行っている同令案第六条の規定による改正後の国債相互承認に係る容器保安規則第七条第一項第一号ただし書において、『、』を加える改正を行っているところ、この機に改正してしまえばよいのではないか。</p> <p>・新容器保安規則第第四十一条第四項において、「工業標準化法」を「産業標準化法」に改める改正を行っているが、それに続く「日本工業規格」も「日本産業規格」に改正すべきではないか。元々、法律改正時点で手当て漏れがあったということであると思われるが、今般の改正案においてその適正化が十分に手当てされないものが示されるというのは不注意極まりないため十分に精査いただくとともに、当然ながら同項以降で「産業標準化法」や「日本興業規格」の語を用いているのであればその全ての規定を改正する必要があるため十分に注意されたい。なお、令和元年七月一日施行で「工業標準化法」は「産業標準化法」に法律名が改正されており、現在、同項には明確かつ致命的な誤りがあり法規として成立していない状態であるため、可及的速やかに規定を適正化する必要があると思われるところ、同項の改正については公布日施行とすべきではないか。</p> | <p>・容器保安規則第 10 条第 1 項第 3 号ただし書につきましては、御指摘のとおりのため、当該箇所「、」を加える修正をさせていただきます。</p> <p>・今回、前例を踏まえ、法律名は「工業標準化法」から「産業標準化法」に変更させていただきましたが、容器保安規則における「日本工業規格」の記載については、引用している規格 Z 9 9 0 1 (1 9 9 4) ・ Z 9 9 0 2 (1 9 9 4) は日本工業規格として制定され、日本産業規格へと読み替えができない規格であるため、現案のとおりの内容・施行予定とさせていただきます。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器保安規則等の一部を改正する省令案第二条による改正後の冷凍保安規則第七条第三項において「又は」を「『、』又は認定指定設備の・・・」と改める改正を行っているが趣旨如何。「者」という名詞であれば「、」は入れずに単に「又は」で接続するのが通常であり、また、現行において「・・・を行つた者又は・・・を行つた者」と規定しているところ、違えた規定とする必要は無いと思われる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 御指摘いただいたとおりのため、単に「又は」で接続するように修正させていただきます。なお、御指摘いただいている「冷凍保安規則第7条第3項」については、同令第62条第3項の改正についてのご指摘と承知しており、こちらについて修正させていただきます。 |
| 2 | <p>【1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当箇所 容器則第41条第4項 ・ 意見内容 「日本工業規格」の単語が残っていますが、「日本産業規格」に修正が必要ではないでしょうか。 <p>【2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当箇所 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について41の2及び84 コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について48の2及び90 ・ 意見内容 ここでいう「水電解水素発生装置」には、重水の電気分解により重水素及び酸素を発生する装置は含まれるのでしょうか。 <p>【3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当箇所 省令、通達 | <p>【1】</p> <p>容器保安規則における「日本工業規格」の記載については、引用している規格Z9901(1994)・Z9902(1994)は日本工業規格として制定され、日本産業規格へと読み替えができない規格であるため、現案のとおりとさせていただきます。</p> <p>【2】</p> <p>重水の電気分解により重水素及び酸素を発生する装置を対象から除いてはおりません。</p> <p>【3】</p> <p>「水電解水素発生昇圧装置」については、一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第2条第18号りに定義されるように、「水の電気分解により水素及び酸素を発</p> |

| | | |
|---|--|--|
| | <p>・意見内容</p> <p>今回の改正案において用いられている「水電解水素発生装置」と、一般則第2条第1項第18号りに定義されている「水電解水素発生昇圧装置」の名称の使い分けについての質問です。</p> <p>「水電解水素発生昇圧装置」は、「水電解水素発生装置」のうち、発生した水素を当該装置により昇圧する装置のことを指し、すなわち、「水電解水素発生昇圧装置」は高圧ガス設備に該当する装置のみを指し、「水電解水素発生装置」は高圧ガス設備に該当する装置も高圧ガス設備でないガス設備に該当する装置も指しているという理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>生し、かつ、発生した水素のみの圧力を上昇する装置」であり、「水電解水素発生装置」は発生した水素のみの圧力を上昇する装置に限定しておりません。</p> <p>また、ここでいう「水電解水素発生装置」は高圧ガス設備に限定しておりません。</p> |
| 3 | <p>温暖化係数の低い不活性ガス・特定不活性ガスへの冷媒ガスの変更を安全に行うためのガイドライン（案）についての質問になります。</p> <p>3. 冷媒ガスの変更の作業手順、(5) 耐圧性能の確認、及び</p> <p>参考 2(冷凍能力 50 トン以上)1. 変更許可申請書及び添付書類(6) 2 経済産業大臣が認める方法により確認が行われたものであることの確認、同(冷凍能力 20 トン以上 50 トン未満又は指定設備) (5) 2 にて</p> <p>「機器の設計圧力を 1.5 倍した数値が、当該機器の製造時の耐圧試験の圧力を上回らない」との記載がありますが、この耐圧試験圧力は液体による試験でのものであって、製造時気体での耐圧試験を実施している製品(液体を抜ききるのが困難なユニットクーラ等)は「冷凍保安規則の機能性基準の運用について」の 5. 耐圧試験に記載がある通り 1.25 倍での耐圧試験記録が有効であると解釈しますが、問題ありませんでしょうか。</p> | <p>御指摘につきましては、今回の改正にあたり、経済産業大臣が認める方法として定める判断基準の1つとなりますので、耐圧性能の比較においては実施した耐圧試験が液体か気体かによらず、いずれの場合も 1.5 倍を用いることが安全確保上妥当なものと考えております。つきましては、現案のとおりとさせていただきます。</p> |
| 4 | <p>開放検査における軽微な変更の工事の対象の整理</p> | <p>今回の改正趣旨は、第一種製造者以外の者においても、高圧ガス貯槽にかかる開放検査を行う間の措置としてタンク</p> |

| | | |
|---|---|--|
| | <p>○タンクローリ等とあるので、充てん容器でも宜しいですか。また、貯蔵量の制限はありますか。</p> <p>移動式製造設備を、開放検査中、タンクローリとして仮設しても宜しいですか。</p> <p>○設置場所は、通常、私有地かと考えますが、公道に設置する場合は、届け出は、受理されませんか。</p> <p>または、公道を管轄する行政府（都道府県市町村区）に、届け出の事前又事後に了解を得ればよろしいですか。</p> <p>ご教示いただきたく、宜しく、お願い致します。</p> | <p>ローリの設置や撤去を行う行為を軽微な変更の工事として明記するものであり、従来の運用を変えるものではありませんが、高圧ガス貯槽の開放検査を行う間の措置として高圧ガスを供給する目的の範囲内で設置するものであれば、充填容器等についても本件の対象になるものと考えられます。</p> <p>なお、本件はあくまでも開放検査を行う間の措置として行うものであり、タンクローリ等の設置場所については事業所内の適切な場所とすべきものと考えますが、事業所外に設置するやむを得ない理由がある場合は、設置場所を管轄する自治体にご相談ください。</p> |
| 5 | 理解致しました。 | ご確認いただきありがとうございますございました。 |
| 6 | <p>要望</p> <p>1. 部材更新の一律推奨に対する技術的懸念と柔軟な運用の要望</p> <p>【意見の要旨】 冷媒ガスの入れ替え（レトロフィット）に伴う部材更新を「一律」に近い形で推奨・義務化することに反対します。更新の判断は、現場の知見を持つ有資格者による「現状診断」に基づくべきです。</p> <p>【理由・根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな漏洩リスクの創出： 経年劣化した既存配管に対し、適合性の不十分な新規部材を無理に接続することで、かえって接続部からの冷媒漏洩リスクを高める恐れがあります（異種金属接触腐食やトルク管理の不整合など）。 ・資源の無駄： 未だ十分な耐用年数を有する健全な部材まで更新することは、環境負荷低減を目指す施策の趣旨に反します。 ・現場判断の重要性： 施工環境や使用状況は現場ごとに千差万別であり、一律の基準よりも、冷媒フロン類取扱技術者等の有資格者による個別の劣化診断結果を優先させるべきです。 | <p>1. 及び2. の御指摘につきましては、本ガイドライン案において「必要に応じ適合する材質のものへ変更する」などとしており、冷媒ガスの変更に伴い、変更後の冷媒ガスの化学的性質や設計圧力への適応の要否、各種ガスケット、シール材、配管等の経年劣化などの状況に応じ、必要があれば適合したものへ交換等を行っていただくこととしております。従いまして、「材質更新を一律に近い形で推奨・義務化」との御指摘は当たらないものと考えます。なお、本ガイドライン案においても、例示として、冷媒ガスの変更の実施者は冷凍保安責任者等の資格保有者であり冷媒回収及び充填の実務経験（5年）を有する方が実施することが適切であるとしており、御指摘にもありますように「現場の知見を持つ有資格者」などの冷媒回収及び充填の実務について専門的知見を有する方の評価結果に基づき工事の要否を判断されることは否定されるものではないものと考えます。</p> |

2. コスト増大によるレトロフィットの普及阻害について

【意見の要旨】 過剰な部材更新の推奨は、施工コストを押し上げ、冷媒入れ替えによる経済的メリットを毀損させます。

【理由・根拠】・部材費および工期の延長に伴う人件費の増大により、機器の入れ替え（新設）とコスト差が縮まれば、ユーザーはレトロフィットを選択しなくなります。

・結果として、温室効果の高い旧冷媒ガス（HFC 等）の継続使用や、メンテナンス不足による放置を招き、脱炭素化の遅延につながる懸念があります。

3. 事業者間の公平性確保と中小企業への支援策について

【意見の要旨】 冷媒ガスの新規購入および改修コストの負担増は、地域密着型スーパーマーケットなどの中小企業にとって極めて重い負担となります。資本規模に応じた傾斜的な補助金制度等の整備を強く求めます。

【理由・根拠】

・格差の拡大： 資金力のある大企業が先行して環境対応を進める一方で、中小企業が取り残される「環境格差」が生じ、公平な競争環境が損なわれる恐れがあります。

・地域経済への影響： 地場の小売業において、突発的な設備投資コストの増大は経営を圧迫し、地域インフラの維持に支障をきたす可能性があります。

【改善案の提案】

・補助金の対象限定と拡充： 資本金や従業員数等に基づき「中小企業枠」を設け、レトロフィットに伴う冷媒購入費および施工費を対象とした高率な補助金制度を創設すること。

・診断費用のサポート： 有資格者による事前の「部材更新不要診断」にかかる費用についても支援対象に含めること。

3. の御指摘につきましては、今回の改正は既存の冷凍設備を活用しながら冷媒ガスの変更を実施する場合の方法を整備するものです。従いまして、国や自治体における既存の中小企業支援制度や融資制度等の活用を検討を御願いたします。

| | | |
|---|---|--|
| 7 | <p><意見①></p> <ul style="list-style-type: none">・ 該当箇所 <p>【通達】新旧対照表（案）のうち、「コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について」の「90. 水電解水素発生装置内の容器に係る耐圧試験及び気密試験、高圧ガス設備の強度、ガス設備等に使用する材料並びに水電解水素発生装置の保安措置」の規定の一部（2. 材料に関する規定）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 意見内容 <p>該当箇所に示した規定の表現が一般則のものと異なっています。</p> <p>（案）の規定内容は、一般則、コンビ則いずれも同じことを示していると考えられますので、コンビ則の表現を以下のように一般則と統一してはいかがでしょうか。</p> <ol style="list-style-type: none">1. （略）2. 水電解水素発生装置内にある電解セルスタックの積層部分（電解セルスタックのうち、電解セル、ガスケット、給電板、絶縁板等を積層した部分）の材料にあつては、本基準3. にかかわらず、「KHKS0871-2(2024)水電解装置の電解セルスタックに関する基準 5.4 積層部分の強度」により強度が確認された材料であること。 <ul style="list-style-type: none">・ 理由 <p>材料について規定した本規定は、一般則とコンビ則で同一の規定として差支えないと考えられるため。</p> <p><意見②></p> <ul style="list-style-type: none">・ 該当箇所 <p>【通達】新旧対照表（案）のうち、「コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について」の「48の2. 圧縮してはならないガスを圧縮しないための措置」の規定の一部（1. 酸化エチレンの製造に係る自動安全装置の設置に関する規定）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 意見内容 <p>該当箇所に示した規定の表現が一般則のものと異なっています。</p> | <p><意見①>～<意見③>につきまして、いずれも御指摘のとおりですので、御指摘箇所における「コンビナート等保安規則関係例示基準」の表現は「一般高圧ガス保安規則関係例示基準」の表現ぶりに合わせる修正をさせていただきます。</p> |
|---|---|--|

(案)の規定内容は、一般則、コンビ則いずれも同じことを示していると考えられますので、コンビ則の表現を以下のように一般則と統一してはいかがでしょうか。

1. 高压ガスの原料となる酸素を含む混合ガスを供給し酸化エチレンを製造する場合には、規則第5条第2項第1号ハ(イ)(ハ)に掲げるガスの発生自体を抑制する観点から、(略)

・理由

本規定は、一般則とコンビ則で同一の規定として差支えないと考えられるため。

<意見③>

・該当箇所

【通達】新旧対照表(案)のうち、「コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について」の「90. 水電解水素発生装置内の容器に係る耐圧試験及び気密試験、高压ガス設備の強度、ガス設備等に使用する材料並びに水電解発生装置の保安措置」のタイトル

・意見内容

該当箇所に示した規定のタイトルが一般則のものと異なっています。

(案)の規定内容は、一般則、コンビ則いずれも同じことを示していると考えられますので、コンビ則の規定のタイトルを以下のように一般則と統一してはいかがでしょうか。

「90. 水電解水素発生装置内の容器に係る耐圧試験及び気密試験、高压ガス設備の強度、ガス設備等に使用する材料並びに水電解水素発生装置の保安措置」

・理由

本規定は、一般則とコンビ則で同一の内容として差支えないと考えられるため。

■一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用を改正する規程案（一般則例示基準）に関する意見

意見（１）

○該当箇所 23. ガス漏えい検知警報設備及びその設置場所

○意見内容

柱書に、「酸素（特定高圧ガスの消費施設に係るものに限る。以下本項において同じ。）」が追加されたが、従来、酸素のガス検知器については、柱書にガス名がないこと及び、『２．構造』や『３．設置箇所』にも具体的な規定がなかったため、追加により基準不適合となる特定高圧ガス消費者が発生する可能性がある。除外規定や経過措置が必要ではないか。

特に、病院等の消費設備にガス検知警報設備が必要な場合、

・消費設備が各室にある場合、各室にガス検知警報設備が必要となるのか。

・可搬式の消費設備の場合、可搬式のガス検知警報設備が必要となるのか。また、各室の酸素供給配管の出口ノズルにガス検知警報設備は必要となるのか。

○理由

酸素の特定高圧ガス消費を行っている事業者への本改正による影響は大きいと思慮されるため。

意見（２）

○該当箇所 83.（略：圧縮水素スタンドに出荷用ディスペンサー）を有する定置式製造設備である製造施設における一般則第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定に係わらず経済産業大臣が同等の安全性を有するものと認める措置

○意見内容

対象がわかりにくく、例示基準的な記載の他、規則の引用、内規に記載するような注意事項などもあり、規則、例示基準、内規に分けて定めるべきではないか。

意見（１）

柱書に「酸素（特定高圧ガスの消費施設に係るものに限る。以下本項において同じ。）」を追加することについては、対象を明確化するためのものであり、従来の取り扱いから変更するものではありません。

現行規定においても、酸素に係るガス漏えい検知警報器については同例示基準の「1. 機能」において設置を求めているものであり、これまでも適切な構造、設置箇所がとられていたものと考えます。

なお、本件につきましてはあくまでも例示基準であり、当該検知警報設備の構造や設置箇所が例示基準の記載と異なる場合でも、技術基準の目的を達成できると判断できるものであれば、特に支障はないものと考えます。

そのため、記載については現案のとおりとさせていただきます。

意見（２）

他の例示基準での記載も踏まえ、現案のとおりとさせていただきます。

| | | |
|---|---|--|
| | <p>○理由 例示基準に全て記載することに違和感があるため。</p> | |
| 9 | <p>高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）の今回の改正について</p> <p>（５）冷凍保安規則の運用及び解釈について の第 9 条関係で 「第 2 号中「当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検」とあるのは、例えば、1 日 1 回以上点検することであり、1 日 1 回であっても差し支えないので念のため。また、1 日 1 回「点検」した場合において、次の条件を満たす製造設備にあつては、夜間無人運転を行っても差し支えない。</p> <p>自動運転により当該圧縮機の運転の始動及び停止が随時行われるものであること。 故障等が発生した場合に当該圧縮機の電源が自動的に遮断され、警報装置が作動するものであること。」と改正されているが、これは、令和 7 年 4 月 1 7 日付けで制定された、「冷凍保安規則等の一部を改正する省令」の改正概要の「（2）設備の点検・異常確認時の措置高圧ガスの製造設備や消費設備については、その使用開始時及び使用終了時に施設の異常有無について点検を、使用中に 1 日 1 回以上作動状況について点検を行う旨を規定しているが、状態監視による確認をもって点検を行うこと等を踏まえ、時点や回数を限定した現行規定の見直しを行う。」の趣旨に反していると思われます。</p> <p>よって「第 2 号中「当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検」とあるが、製造する高圧ガスの種類及び製造設備の態様に応じ、当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検した場合において、次の条件を満たす製造設備にあつては、夜間無人運転を行っても差し支えない。</p> <p>自動運転により当該圧縮機の運転の始動及び停止が随時行われるものであること。 故障等が発生した場合に当該圧縮機の電源が自動的に遮</p> | <p>御指摘につきましては、今回の改正箇所とは異なりますので、今後の制度改正の参考にさせていただきます。</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | <p>断され、警報装置が作動するものであること。」のように改正すべきと考えます。</p> <p>今回の改正のように、すべての施設において1日1回以上の点検が依然として義務付けられているように記載すべきではないと考えます。</p> | |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当箇所 <p>○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）</p> <p>（5）冷凍保安規則の運用及び解釈について</p> <p>第9条関係</p> <p>第2号中「当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検」とあるのは、例えば、1日1回以上点検することであり、1日1回であっても差し支えないので念のため。また、1日1回「点検」した場合において、次の条件を満たす製造設備にあっては、夜間無人運転を行っても差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意見内容 <p>「第2号中「当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検」とあるのは、例えば、1日1回以上点検することであり、1日1回であっても差し支えないので念のため。また、1日1回「点検」した場合において」と（案）に示されているところ、</p> <p>「第2号中「当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検」とあるのは、施設の異常の有無を遠隔監視等も含め、適切な方法により点検することであり、必ずしも1日の点検回数を定めるものではない。」と修正していただきたい（「また、1日1回「点検」した場合において」は削除）。</p> <p>また、現場の実態を踏まえ、「夜間無人運転」については、「夜間休日等の無人運転」とし、休日等の取り扱いも含めていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理由 | <p>御指摘につきましては、今回の改正箇所とは異なりますので、今後の制度改正の参考にさせていただきます。</p> |

| | | |
|-----|---|---|
| | <p>昨年4月の規則改正においては、従来、高圧ガスの製造設備や消費設備について、その使用開始時及び使用終了時に施設の異常有無について点検を、使用中に1日1回以上作動状況について点検を行う旨を規定されていたものを、「状態監視による確認をもって点検を行うこと」等が可能である旨を明確にするため、現行の規定について性能規定化が図られたものと考えられる。(第28回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 高圧ガス小委員会資料)</p> <p>本改正案では、「1日1回であっても差し支えない」という文言が残っているため、最低1日1回は点検をすべきとも理解され、「状態監視による確認をもって点検を行うこと」を妨げるおそれがあり、現場に与える影響は大きい。</p> <p>また、夜間休日等の無人運転を認める際に、1日1回「点検」を条件とする根拠は乏しいと考えられる。</p> | |
| 1 1 | <p>高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について (内規) (9) の2 国際相互承認に係る容器保安規則の運用及び解釈について</p> <p>・・・、全ての充てんする予定の事業所の所在地を容器保安規則第23条にて定める申請様式の「充てんをする場所」の項目にて明らかにした上で、・・・</p> <p>となっておりますが、「容器保安規則第23条」ではなく、「国際相互承認に係る容器保安規則第14条」ではないかと思しますので、ご確認のほど宜しくお願い致します。</p> | <p>御指摘いただいたとおり、高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について (内規) (9) の2 国際相互承認に係る容器保安規則の運用及び解釈についての第14条関係において、「容器保安規則第23条」ではなく「国際相互承認に係る容器保安規則第14条」を引用する必要がありますので、御指摘のとおり修正させていただきます。</p> |
| 1 2 | <p>【意見1】</p> <p>・該当箇所</p> <p>一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について (20190606 保局第3号)</p> <p>別添 一般高圧ガス保安規則関係例示基準</p> <p>23. ガス漏えい検知警報設備及びその設置場所</p> | <p>【意見1】</p> <p>ガス漏えい検知警報設備につきましては、一般則第6条第1項第31号の規定により「当該製造施設から漏えいするガスが滞留するおそれのある場所」に設置することが求められており、可燃性ガス等が滞留するおそれのある場所であれば、</p> |

2.3 可燃性ガス(アンモニア及びブロムメチルを除く。)に係る製造施設、貯蔵所又は消費施設に設置するものにあつては、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第44条の2による型式検定に合格した防爆性能を有するものであること。

・意見内容

当該箇所を以下のように修正することを意見します。

修正案1：一般高圧ガス保安規則第6条第1項第26号の内容と同じとする。

2.3 可燃性ガス(アンモニア及びブロムメチルを除く。)の高圧ガス設備に係る電気設備は、その設置場所及び当該ガスの種類に応じた防爆性能を有する構造のものであること。

修正案2：パブリックコメント案に修正案1の要素を加えた内容とする。

2.3 可燃性ガス(アンモニア及びブロムメチルを除く。)に係る製造施設、貯蔵所又は消費施設に設置するものにあつては、その設置場所及び当該ガスの種類に応じた労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第44条の2による型式検定に合格した防爆性能を有するものであること。

・理由

パブリックコメント案では、可燃性ガスに係る製造施設、貯蔵所又は消費施設に設置するものは設置場所が「引火性の蒸気又は可燃性ガスが爆発の危険のある濃度に達するおそれのある場所(いわゆる「危険場所」)」であるか「それ以外の場所(いわゆる「非危険場所」)」であるかによらず、全てのガス漏えい検知警報設備を型式検定に合格した防爆性能を有するものとする必要がある。

しかし、労働安全衛生規則第280条や一般高圧ガス保安規則第6条第1項第26号においては非危険場所では非防爆機器の使用が制限されていないことから「その設置場所及び当該ガスの種類に応じた」との文言を追加し非危険場所で非防爆機器が使用可能であることを明確化する。

通常は高圧法第37条第1項に規定する「事業者が指定する場所」に該当し、火気等の制限がされるものと考えます。そのため、記載につきましては現案のとおりとさせていただきます。

【意見2】

・該当箇所

コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第5号）

別添 コンビナート等保安規則関係例示基準

36. ガス漏えい検知警報設備とその設置場所（導管系を除く。）

2.3 可燃性ガス（アンモニア及びブロムメチルを除く。）に係る製造施設、貯蔵所及び、消費施設に設置するものにあつては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第44条の2による型式検定に合格した防爆性能を有するものであること。

・意見内容

当該箇所を以下のように修正することを意見します。

修正案1：コンビナート等保安規則第5条第1項第48号の内容と同じとする。

2.3 可燃性ガス（アンモニア及びブロムメチルを除く。）の高圧ガス設備に係る電気設備は、その設置場所及び当該ガスの種類に応じた防爆性能を有する構造のものであること。ただし、ジメチルエーテルに係る試験研究施設に係る電気設備であつて、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じているものについては、この限りでない。

修正案2：パブリックコメント案に修正案1の要素を加えた内容とする。

2.3 可燃性ガス（アンモニア及びブロムメチルを除く。）に係る製造施設、貯蔵所及び消費施設に設置するものにあつては、その設置場所及び当該ガスの種類に応じた労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第44条の2による型式検定に合格した防爆性能を有するものであること。

・理由

【意見2】

ガス漏えい検知警報設備につきましては、コンビ則第5条第1項第53号の規定により「当該製造施設から漏えいするガスが滞留するおそれのある場所」に設置することが求められており、可燃性ガス等が滞留するおそれのある場所であれば、通常は高圧法第37条第1項に規定する「事業者が指定する場所」に該当し、火気等の制限がされるものと考えます。そのため、記載につきましては現案のとおりとさせていただきます。

| | | |
|-----|---|---|
| | <p>パブリックコメント案では、可燃性ガスに係る製造施設、貯蔵所及び消費施設に設置するものは設置場所が「引火性の蒸気又は可燃性ガスが爆発の危険のある濃度に達するおそれのある場所（いわゆる「危険場所」）」であるか「それ以外の場所（いわゆる「非危険場所」）」であるかによらず、全てのガス漏えい検知警報設備を型式検定に合格した防爆性能を有するものとする必要がある。しかし、労働安全衛生規則第280条やコンビナート等保安規則第5条第1項第48号においては非危険場所では非防爆機器の使用が制限されていないことから「<u>その設置場所及び当該ガスの種類に応じた</u>」との文言を追加し非危険場所で非防爆機器が使用可能であることを明確化する。</p> | |
| 1 3 | <p>1. 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）</p> <p>（1）該当箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（5）冷凍保安規則の運用及び解釈について <p>（5）第1項第6号の「経済産業省が認める方法により確認が行われたもの」とは、本規則の適用を受ける定置式製造設備において製造する冷媒ガスの種類を地球温暖化に影響をもたらすガス（特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）第2条第2項に規定するもの及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項第4号に規定するものをいう。）を含む冷媒ガスから地球温暖化係数（地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第5項に規定するものをいう。）の低い冷媒ガス（フルオロカーボン（可燃性ガスを除く。）であって、機器ごとに適合する冷媒ガスとして機器の製造業者若しくは一般社団法人日本冷凍空調工業会が公表又は機器の製造業者が確認書等に記載したものに限る。）へ変更（以下「冷媒ガスの変更」という。）する場合において、次の方法において確認したものをいう。</p> <p>（2）意見内容及び理由</p> <p>既存の設備をそのまま活用できることがレトロフィットの利点であるが、既存の設備に適合する冷媒ガスの種類が限られている点が懸念されます。設備管理者の選択枝を増やし、かつ、将来の二重投資を極力避け</p> | <p>1. いただいた御指摘は今後の参考とさせていただきます。</p> <p>2. 機器の製造業者に係る関係業界へは、冷媒ガスの変更につきまして相談があれば適切に対応するよう要請してまいります。</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | <p>るためにも、安全性が担保された地球温暖化係数の低い新たな冷媒ガスの開発と、長期間の利用を可能とする安定的な供給体制の確保を早期に実現していただきたい。</p> <p>2. 温暖化係数の低い不活性ガス・特定不活性ガスへの冷媒ガスの変更を安全に行うためのガイドライン（実施マニュアル）</p> <p>（1）該当箇所</p> <p>・ 3. 冷媒ガスの変更の作業手順</p> <p>なお、冷媒ガスの変更が行われると想定される設備には、店舗等で使用される業務用の冷凍・冷蔵等に使われるコンデンシングユニットから大型冷凍設備まで幅広い設備が存在するが、次の①から③までのいずれかに該当する設備における冷媒ガスの変更は推奨しない。</p> <p>① 冷凍設備の稼働に係る重大な不具合（腐食や経年劣化による漏えい）が生じている設備</p> <p>② 適切な管理（定期的な自主検査、日常点検など）がされていない設備</p> <p>③ 機器の製造業者が推奨する耐用年数を経過している設備</p> <p>（2）意見内容及び理由</p> <p>同じ耐用年数の冷凍設備であっても、それまでの使い方や環境等によって経年劣化の状況も異なるものと考えられますが、冷凍設備の管理者だけで冷媒ガスの変更の可否を判断するのは困難と思われます。よって、変更の可否については、機器の製造業者がその専門的な知見に基づき判断をした上、管理者に対して適切に助言する運用を徹底していただきたい。</p> | |
| 14 | <p>【1】</p> <p>・ 該当箇所</p> <p>【通達】 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第3号）</p> <p>23. ガス漏えい検知警報設備及びその設置場所</p> | <p>【1】</p> <p>なお書は、JIS M7626 の警報の遅れ試験を書き下したものでありますが、改正後の JIS T 8206 では警報の遅れ試験の概念がなく、指示値の調整等は設備の性能を維持するために定期的なメンテナンスとして実施されています。</p> |

1.4 検知警報設備が警報を発するに至るまでの遅れは、警報設定値の1.6倍のガス濃度の試験ガスを検知部に導入し行い、その時の遅れが30秒以内であること。ただし、検知警報設備の構造上又は理論上これより遅れる特定のガス（アンモニア、一酸化炭素その他これらに類するガス）にあつては1分以内とする。

なお、必要に応じ、試験ガスの検知部への導入前に、調整用ガスを用いて警報を発する濃度の指示値において正しく作動するかの確認及び指示値の調整を行うものとする。

・意見内容

追記された「なお、必要に応じ、・・・」の一文は不要であるため、削除いただきたい。

記載するのであれば、「必要に応じ」の時期及び「試験ガス」の定義を明確にしていきたい。

・理由

『正しく作動するかの確認及び指示値の調整』は、定期自主検査や保安検査の事前準備段階などでメンテナンスの一環として実施する作業であつて、あえて追記する必要のない一文と思われる。しかし、この一文が追記されることにより、日ごろの整備不良により、保安検査実施中に『必要が生じ』て調整が行われ、その結果、時間内に発報した場合にも合格とせざるを得なくなる。

また、『試験ガス』については、警報設定値の1.6倍のガス濃度のガスであることは、明記されているが『調整用ガス』については定義がない。

『試験ガス』と『調整用ガス』が同一成分同一濃度であるならば、あえて使い分ける必要がない。

【2】

・該当箇所

また、本項は、警報設備の機能（性能）について求めるものであり、保守管理の方法につきまして、改めて記載する必要がないことから、「なお、必要に応じ、試験ガスの検知部への導入前に、調整用ガスを用いて警報を発する濃度の指示値において正しく作動するかの確認及び指示値の調整を行うものとする。」との記述は削除させていただきます。

【2】

【通達】 高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて（20180323保局第13号）

11. 液石則第16条第1項第1号の3、一般則第15条第1項第1号の3及びコンビ則第14条第1項第1号の3の「開放検査に使用する仮設の高圧ガス設備の設置又は撤去の工事」には、高圧ガス貯槽の開放検査を行う間の措置として、フランジ又はカップリング接合等を用いてタンクローリ等を仮設し高圧ガスを供給する場合の当該タンクローリ等の設置の工事及び開放検査終了後の撤去の工事を含むものとする。また、第一種製造者以外の者が、高圧ガス貯槽の開放検査を行う間の措置として、同様に工事をする場合であっても、軽微な変更の工事に該当するものとする。

・意見内容

追記の内容は、一般高圧ガス保安規則第15条第1項第1号の3、あるいは、コンビナート等保安規則第14条第1項第1号の3に記載の内容を第二種製造者、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、特定高圧ガス消費者に拡大するために運用改正を促す通達と思われます。

しかし、万人に分かりやすい改正とするため、通達による運用改正ではなく、省令に追記する形の正式な改正を行っていただきたい。

・理由

一般高圧ガス保安規則第15条第1項各号、あるいは、コンビナート等保安規則第14条第1項各号に記載の軽微な変更は、限定列举の形式で記載されている。

また、一般高圧ガス保安規則第17条（第二種製造者に係る軽微な変更の工事）は、一般高圧ガス保安規則第15条第1項を準用しており、一般高圧ガス保安規則第28条第1項（第一種貯蔵所に係る軽微な変更の工事等）及び一般高圧ガス保安規則第57条（特定高圧ガスの消費者に

「高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて（20180323保局第13号）」の第11項につきましては、一般則第15条第1項第1号の3に規定する「開放検査に使用する仮設の高圧ガス設備の設置又は撤去の工事」を具体化するものですが、第一種製造者以外の者が自主的に行う開放検査に伴うタンクローリ等の設置・撤去は、従前より「軽微な変更の工事」として運用していたものの、令和5年12月の同通達の改正にあたり開放検査の対象が限定されるような記載となっていたため、今回所要の改正を行うものです。

第一種製造者以外の者が自主的に行う開放検査に伴うタンクローリ等の設置・撤去等の取扱いにつきまして、分かりやすい記載とするため、記載内容の修正を行います。

係る軽微な変更の工事)は、一般高圧ガス保安規則第15条第1項と同様に限定列挙の形式で記載されている。

省令で限定列挙されている内容を運用で拡大することには、違和感を禁じ得ない。

省令に記載されていれば足る内容を通達により運用改正を促すのではなく、省令改正の労を惜しまず、万人に分かりやすいよう、省令に追記する形の正式な改正を行っていただきたい。

【3】

・該当箇所

【通達】一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第3号）

23. ガス漏えい検知警報設備及びその設置場所

2.1 十分な強度を有し（特にセンサ及び発信回路は、十分な耐久力を有するものであること。）、かつ、取扱い及び整備（特にセンサを使用する場合、その交換等）が容易であること。

・意見内容

『エレメント』を『センサ』に改正するのではなく、既使用の『検出端部』に統一していただきたい。

・理由

【通達】一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第3号）

23. ガス漏えい検知警報設備及びその設置場所の文中、『検出端部』は5回使用されている。

『センサ』は、『センサー』として例示基準59の7. ディスペンサーへの車両衝突防止措置（圧縮水素スタンド）の文中に1回、例示基準61の2. 誤発進防止措置の文中に2回使用されているのみでガス漏洩検知

【3】

改正前の例示基準においてもエレメントと規定しており、検出端部とは異なるものとして規定しており、今般、JIS改正に伴う用語の改正であることから、検出端部とは修正しないこととします。なお、他の例示基準との整合性から「センサ」を「センサー」と修正させていただきます。

警報設備の文中に『センサ』は使用されておらず、改正の意義が分からない。

【4】

・ 該当箇所

【通達】 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第3号）

83. 製造設備が圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器及び燃料装置用容器以外の容器に圧縮水素を充てんするための処理設備を有する定置式製造設備である製造施設における一般則第6条第1項及び第2項の規定に係わらず経済産業大臣が同等の安全性を有するものと認める措置

・ 意見内容

本件は、通達として追加掲載するのではなく、『製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示』に加筆する形の追加としていただきたい。

同告示第一条の十三には、『一般高圧ガス保安規則第六条第一項第三号の規定にかかわらず、同項柱書に規定する経済産業大臣が同等の安全性を有するものと認める措置又はコンビナート等保安規則第五条第一項第十四号ただし書に規定する経済産業大臣が同等の安全性を有するものと認める措置』が記載されており、今回の追加案との類似性が高い。

・ 理由

『経済産業大臣が同等の安全性を有するものと認める措置』について、告示により示されるケースと例示基準により示されるケースがあるようでは統一性に欠け、運用する側に混乱が生じる。

また、文中『1. 製造施設の位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、次の各号に掲げるものとする。』及び『2. 製造の方法に係る技

【4】

高圧法の法体系において、技術的内容や解釈等を通達等で示している例は他にもあるため、現案のとおりとさせていただきます。

術上の基準については、次の（１）から（３）に掲げるものとする。』については、省令補完基準ではなく、省令そのものの書きぶりであり、省令改正により追記されても違和感のない内容である。

【５】

・ 該当箇所

【通達】 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（２０１９０６０６保局第３号）

83. 製造設備が圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器及び燃料装置用容器以外の容器に圧縮水素を充てんするための処理設備を有する定置式製造設備である製造施設における一般則第６条第１項及び第２項の規定に係わらず経済産業大臣が同等の安全性を有するものと認める措置

1.1 （１）、（２）、（３）

1. 2 （１）、（２）

・ 意見内容

設備距離の起点となる「出荷用ディスペンサー」とは、どこからどこまでの範囲を指すのかについて、明示いただきたい。

また、「出荷用ディスペンサー本体」についてもどこからどこまでの範囲を指すのかについて、明示いただきたい。

・ 理由

一般高圧ガス保安規則第７条の３第１項第２号を指示どおり読み替えると以下のようなになる

【原文】 二 ディスペンサーは、第六条第一項第二号に規定する処理設備の例による距離以上の距離を有すること。また、ディスペンサー本体の外側から公道の道路境界線に対し八・五メートル（圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十九メガパスカル以下の場合

【５】

出荷用ディスペンサーの考え方につきましては、高圧ガス保安法逐条解説-その解釈と運用-(一般高圧ガス保安規則)の、一般高圧ガス保安規則第７条の３第１項第２号の解説の記載のディスペンサーの例によるものと考えます。

にあつては八メートル、圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては六メートル) 以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

【読替】二 出荷用ディスペンサーは、第六条第一項第二号に規定する処理設備の例による距離以上の距離を有すること。また、出荷用ディスペンサー本体の外側から公道の道路境界線に対し八・五メートル（製造設備の常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十九メガパスカル以下の場合にあつては八メートル、製造設備の常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては六メートル) 以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

この結果、「出荷用ディスペンサー」は設備距離の起点になり、「出荷用ディスペンサー本体」は道路境界線までの距離の起点になるため曖昧にしておくことができない。

【6】

・該当箇所

【通達】一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第3号）

83. 製造設備が圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器及び燃料装置用容器以外の容器に圧縮水素を充てんするための処理設備を有する定置式製造設備である製造施設における一般則第6条第1項及び第2項の規定に係わらず経済産業大臣が同等の安全性を有するものと認める措置

2. 製造の方法に係る技術上の基準については・・・(1)

・意見内容

文中「接続部分を外してから車両を発車させることにより」を「接続部分を外してから当該容器を移動させることにより」に修正したほうが、妥当と思われる。

【6】

御指摘を踏まえ、第7条の3第3項第2号の準用において、「車両を発車させる」とあるのは「当該容器を移動させる」と読み替えるよう修正させていただくほか、読み替えにつきましてあらためて整理し、必要な修正をさせていただきます。

・理由

一般高圧ガス保安規則第7条の3第3項第2号を指示どおり読み替えると以下のようなになる

【原文】二 圧縮水素の充てんは、充てんした後に燃料装置用容器とディスプレイとの接続部分を外してから車両を発車させることにより、圧縮水素が漏えいし、又は爆発しないような措置を講ずること。

【読替】二 圧縮水素の充てんは、充てんした後に燃料装置用容器以外の容器と出荷用ディスプレイとの接続部分を外してから車両を発車させることにより、圧縮水素が漏えいし、又は爆発しないような措置を講ずること。

ここで記載の「燃料装置用容器以外の容器」とは、バラ瓶、カードル、トレーラー（圧縮水素運送自動車用容器）などが想定され、車両を発車させる必然性に欠ける。

【7】

・該当箇所

【通達】一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第3号）

83. 製造設備が圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器及び燃料装置用容器以外の容器に圧縮水素を充てんするための処理設備を有する定置式製造設備である製造施設における一般則第6条第1項及び第2項の規定に係わらず経済産業大臣が同等の安全性を有するものと認める措置のタイトル及び柱書

・意見内容

（1）本件タイトル中の『製造設備が圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器及び燃料装置用容器以外の容器に圧縮水素を充てんするための処理設備を有する定置式製造設備である製造施設』

【7】

御指摘を踏まえ、タイトルを柱書に合わせて「製造設備が圧縮水素スタンド及び圧縮水素スタンド以外の定置式製造設備を有する製造施設における～」と修正させていただきます。

と、柱書中の『製造設備が圧縮水素スタンド（当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素及び液化水素の常用の圧力が 93 メガパスカル以下のもの）に限り、顧客に自ら圧縮水素の充てんに係る行為をさせるものを除く。以下本項において同じ。）及び圧縮水素スタンド以外の定置式製造設備を有する製造施設』は、同意なのであれば、同一文としていただきたい。

（２）柱書冒頭の『第 6 条の適用対象となる』についての適用範囲が長文で不明瞭である上にタイトルとも異なるため、できれば具体のケースを示していただきたい。

・理由

圧縮水素スタンドの範囲の設備（車両の燃料装置用容器に充てんする範囲の設備）については一般高圧ガス保安規則第 7 条の 3 の適用を受け、それ以外の容器に充てんする範囲の設備は一般高圧ガス保安規則第 6 条の適用を受ける。

このことを長文のタイトルで説明するのではなく、『適用範囲』として、具体例を示した上で、分かりやすい記載としていただきたい。

もしこの意見に誤認があるようであれば、なおのこと。

【 8 】

・該当箇所

温暖化係数の低い不活性ガス・特定不活性ガスへの冷媒ガスの変更を安全に行うためのガイドライン（実施マニュアル）

序文の注

1. 対象範囲

・意見内容

【 8 】

地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 5 項に規定する「地球温暖化係数」を指定するものですので、現案のとおりとさせていただきます。

また、序文にてご指摘の箇所を「(以下「冷媒ガスの変更」という。）」と定義を記載しておりますので、こちらも現案のとおりとさせていただきます。

(1) 序文の注に記載の「地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第5項に規定する地球温暖化係数の低い不活性ガスのフルオロカーボン」の出典について確認いただきたい。

(2) 「地球温暖化係数の低い冷媒ガスへの変更」が対象である旨を序文だけでなく、対象範囲の欄にも明記していただきたい。

・理由

地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第5項は、「温室効果ガス総排出量」の定義であり、「地球温暖化係数の低い不活性ガスのフルオロカーボン」の記述は見当たらない。

【9】

・該当箇所

温暖化係数の低い不活性ガス・特定不活性ガスへの冷媒ガスの変更を安全に行うためのガイドライン（実施マニュアル）

5. 冷媒ガスの変更に伴う行政手続きについて

・意見内容

冷凍機内の冷媒ガスを変更すれば、冷凍保安規則第5条第4号に規定する定数Cの値が変わるため、冷凍能力も変更することになる。

5. 冷媒ガスの変更に伴う行政手続きについて

では、複数のケースを想定した手続きを記載いただきたい

・理由

- (1) 第一種製造 → 適用除外（法第21条第1項の廃止の届出）
- (2) 第一種製造 → その他製造（法第21条第1項の廃止の届出）
- (3) 第一種製造 → 第二種製造者（法第5条第2項の製造事業届）
- (4) 第一種製造 → 第一種製造者（法第14条第1項の変更許可申請、完成検査）

【9】

御指摘を踏まえ、「冷媒ガスの変更に伴う冷凍能力の変更による事業者区分の変更が生じる場合は、冷凍則に基づき必要な許可申請、届出等を行うものであることに留意すること」を記載いたします。

- (5) 第二種製造 → 適用除外（法第21条第3項の廃止の届出）
- (6) 第二種製造 → その他製造（法第21条第3項の廃止の届出）
- (7) 第二種製造 → 第二種製造者（法第14条第4項の変更の届出）
- (8) 第二種製造 → 第一種製造者（法第5条第1項の許可申請、完成検査）

など、複数のケースが想定される

【10】

・該当箇所

【通達】 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715保局第1号）

（2）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について

18. 既に第7条の3で定める技術基準に適合する圧縮水素スタンドとして法第5条第1項の許可を受けた施設又は同条第2項の届出を行った施設において、圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器以外の容器（移動式圧縮水素スタンドを含む。以下同じ。）に圧縮水素を充てん（移動式圧縮水素スタンドにあつては、当該スタンドへの水素の供給を含む。）するためのディスペンサー（充てん圧力が19.6メガパスカル以下（圧縮水素運送自動車用容器にあつては45メガパスカル以下）であるものに限る。）を増設する場合にあつては、一般高圧ガス保安規則第6条に規定する技術基準に適合するよう必要な措置を講じ、法第14条第1項に規定する変更許可申請又は同条第4項に規定する変更の届出を行うこととする。

・意見内容

圧縮水素スタンドに水素充てん設備を増設するケースだけでなく、水素充てん設備に圧縮水素スタンドを増設するケース及び、圧縮水素スタンドと水素充てん設備を同時に設置するケースを想定した手続きについても記載いただきたい。

【10】

本項につきましては、適用される技術基準が一般則第7条の3から同第6条に変更となる場合の手続きにつきまして補足的に説明したものであり、記載は現案のとおりとさせていただきます。

・理由

圧縮水素スタンド（一般則第7条の3）に水素充てん設備を増設するケースを想定しているが水素充てん所に圧縮水素スタンドを設置する方が容易である。

※複数ファイルを添付したいため ZIP 形式の作成しましたが、アップロードしようとしても「添付された電子ファイルに問題があります。再度、電子ファイルを添付してください。」と表示され、添付ができませんので、個別に提出しています。